

4.ドイツ

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ ドイツ納税者協会が公表している税に関する意識調査の結果（2014年）によると脱税行為を不正だと思ふ人の割合は82%であり、過去2回の調査と比べて向上していることが確認された。
- ・ 一方で、同調査の回答者の85%が「税負担が高すぎる」と回答している。これは過去の調査の中で最も高い割合であった。

【租税・財政教育】

- ・ ドイツの中等教育機関では、社会科、政治科といった科目で租税・財政について教えている。科目の名称や教科書の指定の有無は州によって異なるが、一般的には税金の種類や国家財政政策について学習している。
- ・ ドイツは一部の州で、州税務局による租税・財政教育事業が行われている。この教育事業は厳しい財政状態と納税の意義について生徒に伝えるとともに、税務署のイメージを向上させることを目的としている。こうした教育事業の実施にあたっては、研修を受けた税務署職員が講師として学校で出張授業を行っている。
- ・ 学校、税務部門以外の租税・財政教育としては、関係省庁が連携して設立した青年・教育財団が、授業用教材を提供している。

【税務広報】

- ・ 連邦財務省、州財務省及び各税務署にて、ウェブサイト、パンフレット、ポスターといった様々な媒体を活用し、広報活動が行われている。
- ・ いずれの州も税務署に「サービスセンター」を設置しており、各種資料の提供や、無料納税相談を行える体制となっている。
- ・ ドイツでは、税に関する情報発信や納税者の権利を守ることを目的とした「ドイツ納税者協会」という団体があり、ドイツ全国で約25万人が会員になっている。この協会では税金の用途についての報告書を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 各州で税務職員育成のための研修が行われている。例えば、ヘッセン州では2017年に約190の研修が予定されており、税に関する専門的な内容を中心としながらも、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、職場の健康管理といった様々な分野の研修が提供されている。

4-1. 概要

4-1-1. 税制の概要

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、ドイツの租税は、連邦税、州税、市町村税と共同税に分類できる。税務行政の組織としては連邦と州の最高官庁である連邦財務省と16の州財務省が存在する。州財務省の管轄下に税務局（Oberfinanzdirektion）があり、税務署（Finanzämter）の指導管理を行っている。

図表 106：ドイツの16の州財務省



出所：連邦財務省発行「ドイツの税務（Die Steuerverwaltung in Deutschland）」

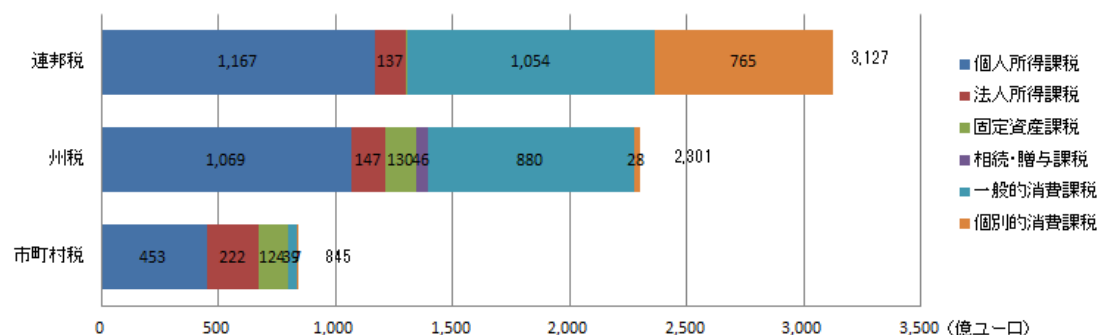
ドイツには40以上の税金の種類があり、そのうち、売上税（一般的消費課税）、所得税、法人税は共同税として、予め定められた割合で、連邦、州、地方自治体で配分されている。

図表 107：共同税の税収配分

税金の種類	配分方法
売上税（一般的消費税）	連邦 52.3 %、州 45.5 %、自治体 2.2 %
所得税（個人所得課税）	連邦 42.5 %、州 42.5 %、自治体 15 %
法人税（法人所得課税）	連邦 50%、州 50%、自治体 0%

出所：連邦財務省と青年・教育財団による教育素材を基に日本総研作成

図表 108：ドイツの連邦・州・市町村の税収（2013年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

連邦税収 3,127 億ユーロ¹¹³の内訳は、個人所得課税が約 37%、一般的消費課税が約 34%、個別的消費課税が約 25%であり、この 3 種類で全体の 95%以上を占める。州の税収 2,301 億ユーロの内訳は、個人所得課税が 47%と約半分を占め、次いで一般消費課税が 38%となっている。

市町村税収については、個人所得課税が約 54%、法人所得課税が約 26%で合計すると 80%を占める。

国の財政で多くを占める所得税には課税の公平性のため 6 つのクラス分類（Lohnsteuerklasse）があり、給与所得者は家族関係により次のように分類される。結婚や離婚で家族関係が変われば、区分も変更される。

図表 109：個人所得税の課税類型

区分	家族関係
Steuerklasse I	独身者・離婚者
Steuerklasse II	母子・父子家庭
Steuerklasse III	既婚者で、配偶者に所得がない（低い）場合
Steuerklasse IV	共働きで、双方の収入にほとんど差がない場合
Steuerklasse V	既婚者で共働きで双方の賃金レベルに大きな差がある場合で、所得の低い方
Steuerklasse VI	2 ヶ所以上から収入がある場合

出所：ポータル「税金、給料と職業（Steuern, Gehalt & Beruf）」¹¹⁴を基に日本総研作成

¹¹³ なお、本章では税額等をドイツの通貨単位（ユーロ）にて表記する。2017年3月の為替レートは、1ユーロ=122円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

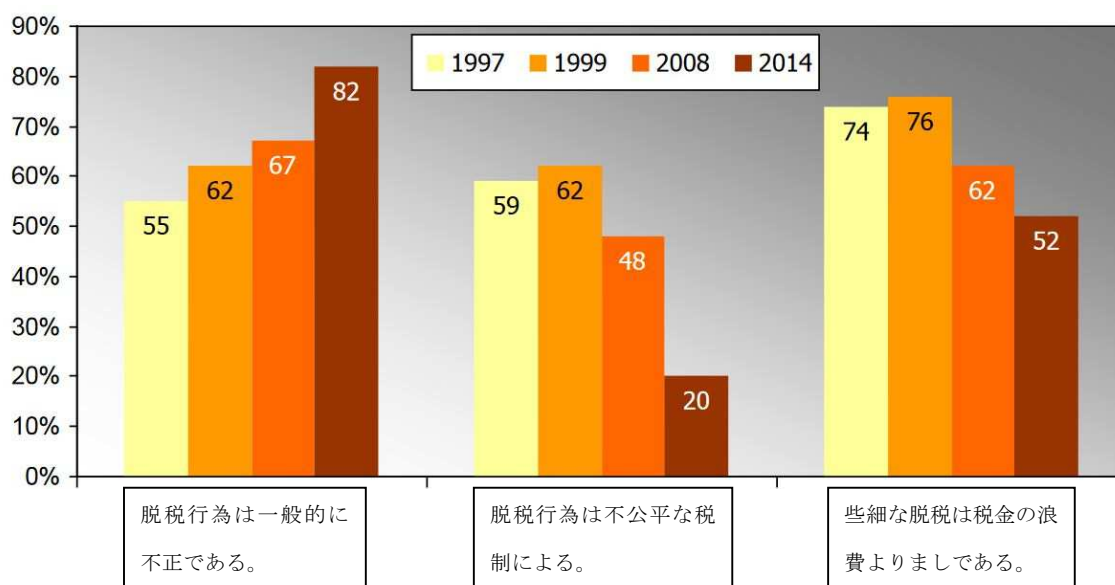
¹¹⁴ <http://www.steuerklassen.com/>

所得確定申告の対象者は無制限納税義務者で、会社勤務の被雇用者の場合は通常、毎月の源泉徴収があり賃金税として雇用主が収めているので、申告の必要はない。会社勤務の被雇用者でも本業の収入以外の所得（資産所得、賃貸所得等）がある場合や賃金に代わる所得（失業手当、両親手当等）が月額 410 ユーロを超える場合は申告義務が生じる。被雇用者のための簡略化された確定申告用紙がある。

4-1-2. 租税に関する国民意識

ドイツ納税者協会ノルトライン・ヴェストファーレン州支局¹¹⁵が経験的社会経済研究所 (Forschungsstelle für empirische Sozialökonomik e.V)¹¹⁶に委託し、「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」という調査を実施した¹¹⁷。過去の結果と比較すると、納税者の納税に関するモラルを複数の質問への回答に基づき 1～7 の指標で表したモラルインデックス¹¹⁸は 4.28 (2008 年) から 4.80 (2014 年) になり、脱税行為に関しても不正だと思う人の割合も増加しており、コンプライアンス意識については向上していることが確認された。

図表 110：脱税行為に関する国民意識



※値 (%) は各項目に同意した人の割合

出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」

¹¹⁵ <http://www.steuerzahler-nrw.de/> ドイツ納税者協会については 4-3-1(3)にて説明。

¹¹⁶ <http://www.fores-koeln.de/> ケルンにある経済、納税心理学等の研究調査をする協会。

¹¹⁷ 報告書 “Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014”

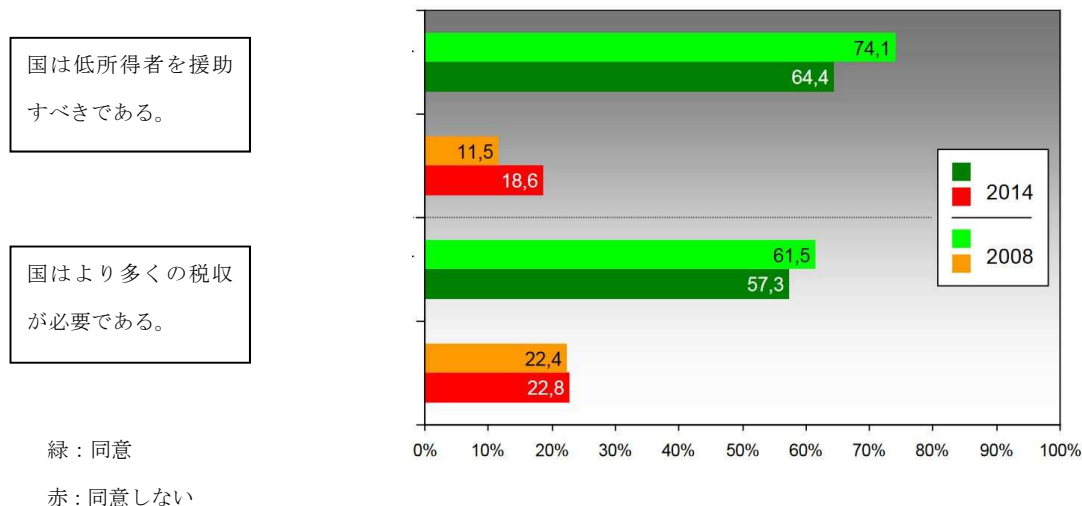
https://deutsche-wirtschafts-nachrichten.de/wp-content/uploads/2014/07/Statement_2014_Folien1.pdf

この調査は、2014 年春に約 1,000 人を対象として、電話アンケートにて実施されたものである。税負担・税制の公正性・所得申告の手続きに関して質問をした。

¹¹⁸ 納税モラルインデックスは最低値が 1 で最高値は 7 である。

国民の税に関する意識とは税制、税の公平性と個人的な税負担に関する意識である。前回2008年の調査と比較すると、所得の再配分等、国の役割を大きくすることに消極的な意見が増えている。ドイツ納税者協会では、その背景に以下の4点の納税者の意識があると分析している。

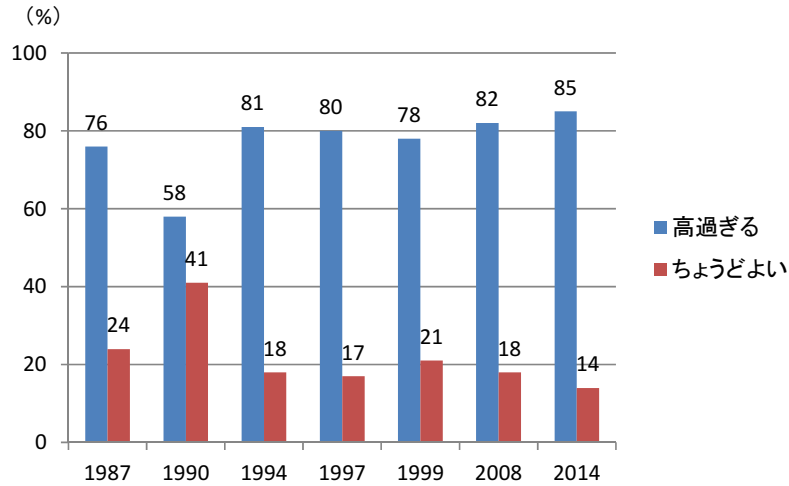
図表 111： 税収規模や低所得者支援に関する国民意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル2014年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」

第一に国民は税負担が高すぎると感じている。これは所得税に限らず間接税や社会保険料等も含めて、特に自営業者や中間層の国民がそのような意識を持っている。本調査においては85%の回答者が税負担は高すぎると回答しており、これまでで一番高い割合となっている。

図表 112：税負担についての意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年 (Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」を基に日本総研作成

その他の要因として第二に考えられることは、税の申告に時間も費用もかかりすぎることである。特に自営業者は他の職業に比べ倍の人数がこの意見であり、税制度の単純化が望まれている。第三の点は税制度・税率が不公平だと考えている。第四の点は公平性であるが、国民は正当に納税の義務を果たしているのに、国側も税金を正しく責任を持って管理分配することを国民は期待している。しかし回答者の 95%は国が税を浪費している、あるいは使途が不適當であると考えている。

4-2. 租税・財政教育

4-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、教育に関する基本的な権限は各州が有しており、それぞれの州に文部省が設けられている。州による学校制度や教育政策の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議（Kultusministerkonferenz:KMK）が常設されており、そこで協定や決議を通して基本的な枠組が確保されている。

初等教育開始は原則6歳からで、初等教育終了後は大きく分けて「ハウプトシューレ（Hauptschule）」「実科学校（Realschule）」「ギムナジウム（Gymnasium）」の3種の中等教育機関に進学する。ただし授業内容やカリキュラム等の詳細は各州により異なる。

学校における市民（公民）教育や主権者教育は中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムのうち社会（公民）科（Gemeinschaftskunde）で行われており、市民の政治的判断能力を育て、民主主義を守り発展させることを目的としている。

図表 113：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育¹¹⁹公民科の学習指導要領¹²⁰

■実科学校、総合学校等

分野	学習内容
第7・8・9学年	
社会	1) 社会グループでの共同生活 2) メディアの世界での生活 3) 家族と社会 4) ドイツへの移民
権利	1) 子供の権利 2) 青少年の法律上の権利 3) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治への関心
国際関係	1) 平和と人権
第10学年	
社会	1) 福祉国家の課題と問題
政治	1) ドイツにおける政治決定の過程 2) 欧州共同体

■ギムナジウム¹²¹

分野	学習内容
第8・9・10学年	
社会	1) 家族と社会 2) ドイツへの移民 3) 福祉国家の課題と問題
権利	1) 青少年の法律上の権利 2) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治

¹¹⁹ 中等教育第1段階（第7学年から第10学年まで）：Sekundarstufe I

¹²⁰ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsbw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_SEK1_GK.pdf

¹²¹ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsbw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_GYM_GK.pdf

国際関係	1) 平和と人権 2) 欧州共同体
第 11・12 学年(2 時間課程)	
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) ドイツの外交
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治
第 11・12 学年(4 時間課程)	
社会	1) 社会構成と社会の変遷 2) 福祉国家の構成 3) 機会の同等政治
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治 4) 統治の監督
経済政策	1) 経済政策の基礎 2) 繁栄と経済成長 3) 国内と欧州での課題
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) 繁栄とその分配 4) ドイツの外交 5) グローバルな統治

出所：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育と公民科の学習指導要領を基に日本総研作成

また学校教育以外に政治機関として連邦政治教育センター（Bundeszentrale für politische Bildung :bpb）¹²²をはじめ、政党と関連性のある財団が政治教育活動を行い、民主主義の意識を養うことに貢献している。

連邦内務省（Bundesministerium des Innern: BMI）管轄の連邦政治教育センターはボンに置かれており、ナチス時代の反省から政治教育の浸透と、民主主義教育と政治参加の能力を育てることが重要であるとの考えから設置された政府機関である。このセンターの使命は政治教育策によって政治状況を理解できるよう支援し、民主主義の意識を強固にし、個人の社会的責任感及び政治的判断力を養う準備を整えることである。政治教育のためにイベントを開催し、学校の教員に政治教育授業の教材や情報を提供している。また生徒や学生だけでなくスポーツクラブ、連邦国防軍や警察等の青年達向けの政治教育を展開している。ボンとベルリンにメディアセンターがあり最新のメディア環境でオンラインでの資料提供をしている。

4-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

ドイツの学校では前述のように、中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムにおいて社会科、政経科で税制と国の役割について一般的知識の授業が行なわれる。市民・主権者教育は公民科の学習指導要領で明確に提示されているが、日本のように学習指導要領に基づいた租税教育の体系はない。その理由は、ドイツでは初等教育4年間（一部の州は6年間）の後、中等教育は生徒の進路が多様であり、学校により社会科、経済科の内容の重点が異なるからである。学校の教科書も州により異なり、例えばバーデン・ヴュルテンベルク州の実科学校では地理・経済・公民（Erdkunde-Wirtschaftskunde-Gemeinschaftskunde : EWG）、バイエルン州では公民科は経済と権利（Wirtschaft und Recht）という科目名となっている。教科書の選択は学校の担当教員会議で決定される。それぞれの教員により重点をおく内容は異

¹²² <http://www.bpb.de/>

なるが、通常は税金の種類と国家財政政策を含めた税制について学ぶ。教員は連邦政府財務省、州財務省あるいは教育団体に提供されている教材を使用し授業を行なう。

(2)税務部門による租税・財政教育

①連邦財務省による租税・財政教育

連邦政府財務省（Bundesministerium der Finanzen）は「青年・教育財団」¹²³との連携のもとに、学生が経済政策・税体系・連邦政府財政についての基本的知識を身につけるための授業教材¹²⁴を提供している。

教材には「財政と税金」というテーマで、国家経済政策と日常生活の関連、近年の大きな危機後の国際経済政策における課題、ユーロ通貨安定のための抜本的な諸政策についての情報等が盛り込まれている。連邦財務省は教材を提供しているのみで、連邦・州文部省や州政府税務局等の機関と連携体制はない。

②ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

ラインランド・プファルツ州政府税務局（Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz）は、ドイツ国内で最初に租税・財政に関する教育事業を開始した税務局である。「学校と税金」と呼ばれるこの教育事業は厳しい財政状態と納税の意義を伝え税務署のイメージを向上するのが目的で、州文部省と協力し始められた。

このプロジェクトの担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史（Frau Wiebke Girolstein）から提供された資料¹²⁵で具体例を報告する。このパワーポイント報告書は2014年5月に発表され、すでに展開されている租税・財政教育事業「学校と税金」の評価分析の報告である。

¹²³ 青年・教育財団（Stiftung Jugend und Bildung）本節(3)で詳細の説明
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_jubsl.php/_c-161/i.html

¹²⁴ Finanzen & Steuern Ausgabe 2016/2017
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_article.php/_c-158/i.html

¹²⁵ ヒアリング回答で入手したパワーポイント資料：租税・財政教育事業「学校と税金」の評価報告書による。

図表 114：租税・財政教育事業「学校と税金」の実施内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・納税の意義を伝える ・未納に対する不正感の認識を高める ・税務署のイメージの向上 ・税務官(税理関連の職業)への興味を高める 	
実施状況	対象者	実科学校(Realschule)、ギムナジウム(Gymnasium)総合学校(IGS)の生徒、中等教育第9学年以降を対象とする。
	開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプトの作成開始: 2006年3月から2006年10月 ・選抜された税務署においてワークショップの実施: 2008年5月 ・テスト期間: 2008年6月から10月 ・税務署職員の訓練: 2009年4月
	教材	・教材キット(コプレッツ大学と提携)を自由に組み合わせて授業を実施
	授業テーマ	<p>【テーマ1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税の義務について ・税制と税の種類 ・税金の用途 ・課税の公平性 ・社会福祉国家は公平な課税を行なう <p>【テーマ2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業として(税務署職員あるいは税務官) ・税収により実施する諸政策について ・ELSTER(オンラインによる税の申告) ・税金は日常生活に深く関連している(例:映画館の入場券) ・脱税行為は公共の不利益である
	授業の進め方	<p>全てのテーマは以下の3カテゴリで授業が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリA: テーマ「税金」の予備知識のある生徒向けグループあるいは単独でのオープン授業 ・カテゴリB: テーマ「税金」の予備知識の少ない生徒向けスライドあるいはパワーポイントを使ったプレゼンテーションの授業 ・カテゴリC: カテゴリAとBの組み合わせた授業

出所:「租税・財政教育事業『学校と税金』評価報告書」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ


オーストラリア

総括

学校での実践例として、ラインランド・プファルツ州マインツ市マリア・ワード・ギムナジウムでの租税授業参観の様子を、以下に記す。

マリア・ワード・ギムナジウム (Maria Ward- Gymnasium) ¹²⁶はラインランド・プファルツ州の州都マインツ市の旧市内の中央に位置している。英国人マリア・ワードが 17 世紀に女子の教育と躰を目的に基を築き、その後財団が女子教育を継続し現在の学校に至った。広い敷地には草木の茂った中庭があり、昼休みには生徒達がここで過ごすことができる。カトリック精神を重んじ、女子校ではあるが、MINT ¹²⁷ (Mathematik, Informatik, Naturwissenschaft und Technik) 科目や音楽に重点を置いた教育方針の職業ギムナジウムである。

図表 115：マリア・ワード・ギムナジウムの概要¹²⁸

<ul style="list-style-type: none">・学校種別 : 私立カトリック系女子校・生徒数 : 1,400 名 (第 5 学年～第 13 年)・教職員数 : 105 名・立地 : マインツ市 (ラインランド・プファルツ州)・生徒の学力 : 生徒の学力は高い	<p>ギムナジウムの正門</p> 
--	--

出所：学校訪問時に撮影

租税授業参観は 2017 年 2 月 3 日 9 時 55 分より 11 時 30 分にて行った。租税教育は税務署¹²⁹からの講師 2 人、第 13 学年の生徒 18 人と社会科担当教員が出席して行なわれた。まず講師 2 人の自己紹介から始まり、税務署員あるいは税務官の仕事に興味を持たせ、税務署のイメージを向上させることも目的としている。

1 コマ 45 分の授業時間を 2 時間 (90 分) 使った授業は、パワーポイント教材を用いて、次のように進行する。

¹²⁶ 学校 (マリア・ワード・ギムナジウム) 紹介のフィルム <http://www.mws-mainz.de/WB/pages/aktuell/mws-film.php>

¹²⁷ 数学、情報工学、自然科学、工学の科目 (英語略の STEM 教育に近い)

¹²⁸ 学校のホームページ www.mws-mainz.de

¹²⁹ 学校から徒歩で 5 分の距離にある税務署 Mainz-Mitte

図表 116：講師 2 人の自己紹介（左）、国家財政歳出グラフの説明（左手前は教員）（右）



出所：学校訪問時に撮影

税金の定義

- ・生徒に税金とは何か、税金の必要性について発表させる。

税金の種類

- ・生徒に税金にはどんな種類があるか質問する。

国家財政の歳入グラフ

- ・生徒に税金の種類を説明し、税の歳入額あるいは歳入額の多いのはどの種類の税金か等を質問し、納税がなぜ必要であるか理解させる。

国家財政の歳出グラフ

- ・生徒に興味をもたすよう高等学校卒業までに学校教育関係で一人の生徒につき必要な歳出額の説明：グループワーク（4～5人のグループ）
- ・各グループに消費税、所得税、犬税、自動車税と税5種類のプリントを渡し、グループ内で①税金の種類 ②税の対象者 ③税の対象 ④税の必要性 ⑤税の用途について話し合い、生徒が発表する。その後の質疑応答は活発に行なわれた。

図表 117：グループワークの生徒達と講師（左）、質問に答える生徒（右）



出所：学校訪問時に撮影

2人の講師が交代しながら授業を進め、質問の応答は2人で行い、必要であれば教員も応答、説明する。授業45分後、5分の休憩を返上し5分早く終了することにして授業を継続し、生徒は以下の項目について学習した。

- ・ 脱税と不法労働について
 - 脱税行為と不正労働のもたらす問題と財政に及ぼす損害
 - 不正労働と社会保障料あるいは無賃乗車者の及ぼす損害
- ・ 課税の公平性 – 個人所得税の6つの区分
- ・ 所得税率の公平性
- ・ 給料の総支給額と手取り支給額
- ・ 確定申告の作成体験

図表 118：例を参考にした確定申告書の作成の様子



例を参考に確定申告書の作成



18歳や19歳の生徒もいるのでアルバイト経験もあり、比較的簡単に作成。



2人の講師と担任の教員との和やかな会話

出所：学校訪問時に撮影

なお、授業を行なった講師は23歳と28歳の税務署職員で、この税務署(Mainz – Mitte)には9名の租税教育講師がいる。講師の平均年齢は27歳で、学校での授業回数は年間20回程度である。同席のギムナジウムの教員によると、公民・経済科での租税教育は、国家の財政の課題の一部に税制について説明がある程度である。授業外に教員の指導の下にAG¹³⁰と呼ばれる学校内での生徒の研究チーム活動がある。いくつかのAGの中に税制や財政について勉強しているグループがある。

③ヘッセン州財務省による租税・財政教育

ヘッセン州財務省 (Hessisches Ministerium der Finanzen) では2015年より租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」を展開している。この教育事業は税務署職員、税務官の職業の養成と税務署のイメージ向上を目的としており、州文部省との協力はない状態で始められた。このプロジェクトは上述のラインランド・プファルツ州ですでに展開している租税・財政教育事業を参考に準備された。

図表 119：租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」の実施内容

目的		<ul style="list-style-type: none"> ・納税の意義と目的を伝え、税金・税制について理解を深めさせる。 ・税金・税制に関する興味を高め、税務署職員、税務官の職業の推薦と養成。
実施状況	対象者	高等教育(第9学年から第12学年まで):実科学校、ギムナジウム、経済ギムナジウム(Wirtschaftsgymnasium) 職業学校(Berufsschule)
	授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のコンセプトはモジュールシステムで、対象クラスにあわせて自由に教材を組み合わせる授業方法である。 【モジュール1】 ・テーマ「税金」の紹介と納税の意義と目的を伝える 【モジュール2】 ・税金の種類と使途と所得税について 【モジュール3】 ・財政管理の仕組みと税務署の職務内容(企業会計査察、脱税捜査等) ・所得税の申告書例を紹介 【モジュール4】 ・職業としての税務署職員、中級・上級税務官の資格、進路について ・4つのモジュールの組み合わせにより授業は構成され、普通2授業時間で行なわれる。一般に高等教育の政経科の授業であまり「税金と財政」に時間がとられないので、授業を補足する意味もある。

出所：ヘッセン州財務省資料およびヒアリングを基に日本総研作成

ヘッセン州財務省では、税務署職員を租税・財政教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」の派遣講師として研修させ、学校と連携して授業を進める。学校側はこの派遣講師チーム¹³¹

¹³⁰ 研究・勉強チーム (AG: Arbeitsgemeinschaften)

¹³¹ 教育事業開始の税務署職員派遣チーム

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/bn_2-2015_FRESCH_0.pdf

と連絡をとり授業日を決める。

派遣税務署員は職務開始3年から5年以内で、生徒との年齢差が10歳以内の比較的若い人材を選択している。これは生徒との距離を少なくし税務官になる興味を高める役目もある。中級税務官は25歳以下で、上級税務官は28歳以下の職員を講師として研修している。

なお、ヘッセン州ではギムナジウムの租税・財政教育の授業で給与所得税申告について申告用紙を使用し生徒に練習させることもある¹³²。

(3)民間団体による租税・財政教育

①青年・教育財団による租税・財政教育

「青年・教育財団 (Stiftung Jugend und Bildung)」は2005年1月に設立された財団で各州文部省、連邦各省、経済界、労働組合と学校関連からの専門家が提携し形成されている。その目的は一般教育と学校教育を援助することであり、政治、社会、経済教育に重点を置き、最新の課題を扱い新しい授業・伝達法で授業を興味深く実践的に行なう教材を提供している。連邦財務省を始め、連邦国防省、連邦内務省、連邦教育・研究省、連邦労働社会省、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、連邦食糧・農業省等の各省と提携し、教材を提供している。対象は910万人の児童生徒(6歳から18歳まで)、約38,000の学校と80万人の教員であり、教員の意向に従い授業で活用されている。教材は教員や科目の指導要領も考慮に入れ教育学関係者により作成される。ベルリンとヴィースバーデンに出版社があり、学校の教科書の補助教材として広い分野での授業教材を無料で提供している。

連邦財務省と提携して出版している授業教材「財政と税金」はその一部である。この教材は学生向け冊子、教員向け冊子、スライドから成り、中等教育第1・第2段階(第9学年から第13学年まで)での政経科及び社会科(公民科)授業、また職業学校の授業にて使われることを前提としている。学校ではどのような重点課題設定が可能であるか、学級による違いはどこに生じるか、どの点について教授すべきか、といったことについての詳細な情報が掲載されている。

学生向け冊子についての教員への手引きには、教員に対する背景説明や、財政・税金に関わる授業はどう進めるべきかについての多くの発案・提案が盛り込まれている。また最新のワークシートがネットにて配信され、最新の課題に触れることができる。

¹³² フランクフルトのギムナジウムの例

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/FCSF-Nachrichten%20S.%202021_0.pdf

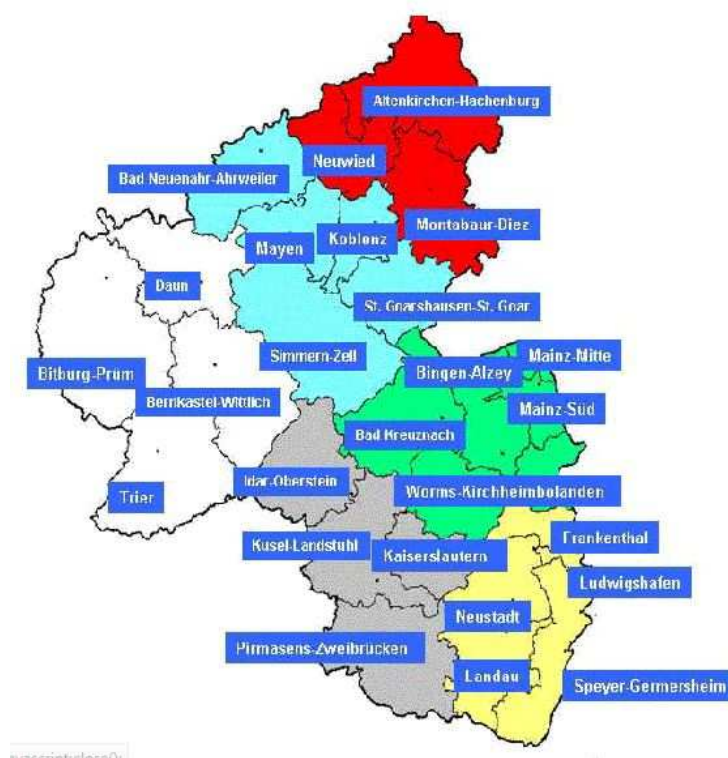
(4)租税・財政教育の実施状況

①ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

(ア)租税・財政教育事業の実施状況

2008年に6税務署、職員8人で開始され、2014年には26税務署、職員115人に増加している。訪問学校は250校になり、4,000人以上の生徒が租税テーマの授業に参加した。

図表 120：州内租税・財政教育事業に参加した26税務署の所在地



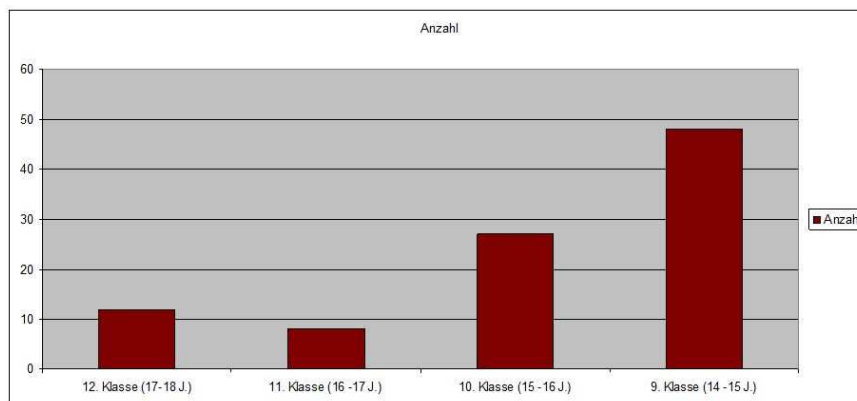
出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(イ)学校での授業の実施状況

用意された4つの教材（モジュールⅠ：テーマ税金についての紹介、モジュールⅡ：税制／税の種類、モジュールⅢ：不法労働／脱税、モジュールⅣ：税の公正性（税金のクラス分けによる））のうち、授業で多く用いられたのはモジュールⅡ、Ⅲ、Ⅳであった。平均授業時間は2授業時間（90分）であり、授業は2人の講師（税務職員）によって行なわれるのが一番効果的であった。

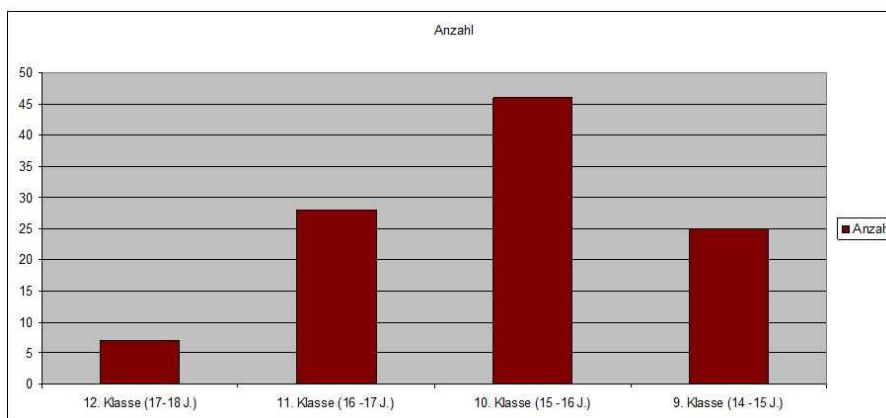
学年ごとの教育事業実施回数は、2012年は9年生、2013/14年は10年生がそれぞれ最も多かった。

図表 121：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2012年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

図表 122：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2013/14年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(5) 租税・財政教育に対する予算・費用

ラインランド・プファルツ州では教育事業に関する特別な予算・費用はない。人件費については、税務局職員の通常の職務の一部の扱いであり、教材・印刷物等の費用は報道・広報費用とされる。

ヘッセン州税務局の教育事業「3つのS - 学校、勉学、税金」に関しては、教材等の予算あるいは学校側の負担はない。この事業に関する費用は税務署職員の教育研修の費用でまかなわれている。

4-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

ラインランド・プファルツ州税務局では、学校に派遣される税務職員の教育研修（ワークショップ）を行っている。新たに講師になる職員は、研修の一環として学校での授業を聴講している。

ヘッセン州税務局では上述のような租税教室のみならず、高校での生徒の進路相談の展示会に派遣される税務署職員を対象とした教育研修も行われている。この教育研修には 20 名が参加し、費用は総額 11,000 ユーロ（各参加者／550 ユーロ）であった。

【研修内容】

- 1 日目：租税・財政教育「Triple S」の教材と進路相談展示会の紹介
- 2 日＋3 日目：コミュニケーション・トレーニング
- 4 日目：ワークショップ（PR 会社主催）
- 5 日目：教育学トレーニング

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

4-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

図表 123：ラインランド・プファルツ州での税務署職員参加授業のパンフレット¹³³



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局資料

図表 124：フランクフルトのギムナジウムでの授業風景



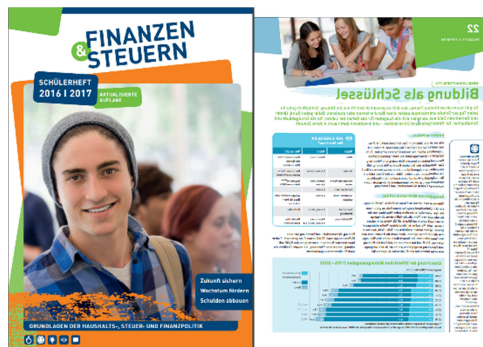
出所：ヘッセン州財務省資料

¹³³ https://www.lfst-rlp.de/fileadmin/user_upload/Gemeinsame_Dateien/Flyer/Schule_und_Steuern/infolyer_web_schule_steuern.pdf

4-2-5. 租税・財政教育で用いられる教材例

(1) 青年・教育財団提供の教材

図表 125：租税・財政教育で用いられる生徒用教材¹³⁴



出所：青年・教育財団

図表 126：教員用プレゼンテーション用スライド¹³⁵



出所：青年・教育財団

¹³⁴ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Schuelerheft_2016-2017_final.pdf

¹³⁵ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Unterrichtsfolien_2016-2017_final.pdf

図表 127：生徒用ワークシート
2016年11月の課題：国家負債¹³⁶



2016年9月の課題：G20 会議・国際協力¹³⁷



出所：青年・教育財団

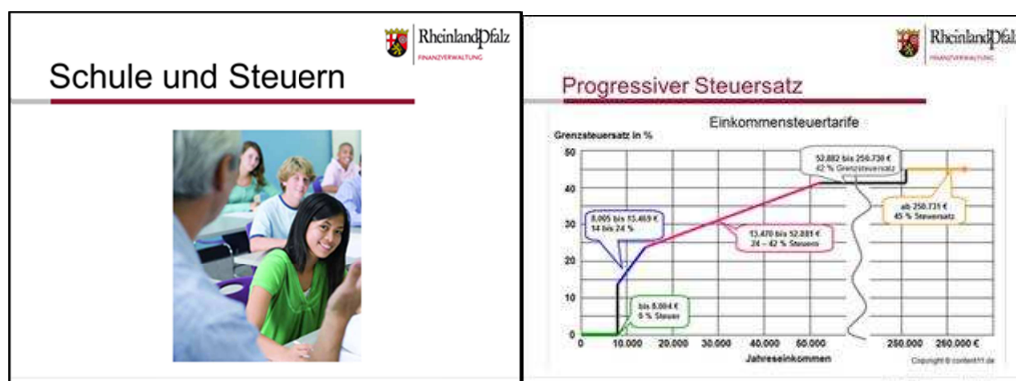
(2)州財務省による教育素材

ラインランド・プファルツ州税務局がコブレンツ大学と提携し作成した教材セット (Unterrichtskoffer) は、実施される学校の種類、生徒の興味、テーマの難易度や生徒の予備知識にあわせて授業を自由に組み立てが可能なモジュール・システムとなっている。

¹³⁶ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-11-14-Staatsschulden.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹³⁷ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-09-14-g20.pdf?__blob=publicationFile&v=2

図表 128 : パワーポイントのプレゼンテーション素材 (抜粋)
(左 : 学校と税金、右 : 累進税率)



出所 : ラインランド・プファルツ州税務局

4-2-6. 租税教育を進める上での工夫点

ドイツにおける教育制度は中央集権制でないことから全国で一貫した学習指導要領やカリキュラムはなく、各州において教育目的が示されるという状況である。そのため、それぞれの学校・教員により課題選択が異なっている。上述のようにラインランド・プファルツ州が最初に租税・財政教育の教育事業を始め、そのプロジェクトを参考にヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン州がそれぞれの州で展開している。他に、バーデン・ヴュルテンベルク州とバイエルン州でも準備中である¹³⁸。

図表 129 : ヘッセン州の租税・財政教育プロジェクト資料で紹介された若者の声の例 (ツイッター)



Geht es Dir genauso?

(訳) 「私は 18 歳になるけど、税金、家賃や保険について何にも知らない。だけど詩の分析は 4 か国語のできるのよ。」

出所 : ヘッセン州「租税・財政教育プロジェクト資料」

¹³⁸ プロジェクト担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史へのヒアリングによる。

ほとんどの生徒がこの例のように考えているのが現状で、生活に密着した授業内容が不足しており、租税・財政教育が必要であるということを、税務部門では認識している。ドイツの場合には、税務部門がこの点に着目し、税務署へのイメージ向上のための施策を兼ねて、学校での租税・財政教育事業を実施している。

4-3. 税務広報

4-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

州財務省による広報活動として、ヘッセン州では以下のような広報活動が行われている。ドイツでは連邦財務省、州財務省、州税務局及び各税務署のホームページでも類似の内容で税務広報が行なわれる。パンフレットはPDF書式でダウンロードあるいは無料で送付される。パンフレット・申告用紙あるいは電子申告のポスターやプラカードは税務署に提示されているのみであり、新聞・テレビ広告は全くない。税務官庁のホームページあるいは税務署のサービスセンターにおいて、税に関する情報が提供されているのが一般的である。

例えばバーデン・バーデン市税務署¹³⁹では税務署職員・税務官の養成案内と納税電子申告の説明とその普及のため申告方法をビデオ¹⁴⁰で説明している。

図表 130：租税に関する情報提供について（ヘッセン州財務省¹⁴¹）

	種類	概要
紙媒体	ポスター	・納税方法（電子申告）
	パンフレット	・年金者の税案内 ・両親への税案内 ・家の修理、個人宅の家事全般サービスにかかる費用に対する減税
	冊子	給与所得税 2017 年
その他	ホームページ	・各税の納期 ・脱税について ・税の公平性について ・新税規則の周知 ・その他税全般の情報（パンフレットはPDF書式でダウンロードあるいは無料で送付） ・学校での租税教育の情報 ・税務署員／税務官の進学情報 ・州政府の財政報告 ・税のテーマ別情報案内会
	プラカード	納税方法（税務署に設置）

出所：ヘッセン州財務省ホームページ及びヒアリングを基に日本総研作成

(2) 納税に関する相談・サポート体制

どの州にも税務署に「サービスセンター」¹⁴²が設置され、ここでは所得税申告・給与税申告の受付、税に関する案内、適切な提出用紙とパンフレットや資料を提供し、個人向け無料納税相談のサポート体制が整っている。インターネットの税金ポータルや、ドイツ納税者協会等での無料あるいは有料のサポートもある。

¹³⁹ <http://www.fa-baden-baden.de/pb/,Lde/Startseite>

¹⁴⁰ https://www.youtube.com/watch?v=_8R7vA1h7ZA

¹⁴¹ <https://finanzen.hessen.de/>

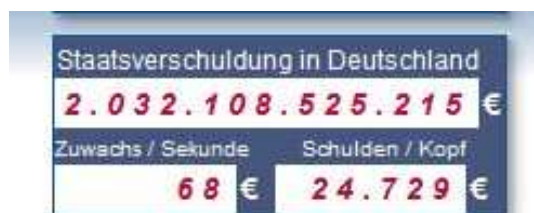
¹⁴² 4-4-3. 税の窓口の様子を参照のこと。

(3)その他特徴的な普及啓発活動

ドイツで特徴的な団体として、ドイツ納税者協会（**Bund der Steuerzahler Deutschland e.V.**）¹⁴³が挙げられる。この団体は1949年に設立された独立した公益協会であり、会員数は約25万人を超え、会員の会費と寄附で運営されている。協会本部はベルリンにあるが15州に独自の州協会が存在しその地域で活動している。主な活動内容は、①市民・納税者に税一般に関して分かりやすく説明し、納税の助言をする、②訴訟例、国の財政政策や社会政策を伝え、納税者の権利を守ること、③税の用途について監視する等である。この団体は税務官公庁との連携はないが、調査研究を基に政府に政策提言を行なう民間独立機関である。その調査研究はドイツ納税協会付属であるドイツ納税研究所（**Deutsches Steuerzahlerinstitut**）¹⁴⁴で財政経済学の分野で研究分析が行なわれ、その結果が公表される。例えば団体の最新の提言¹⁴⁵は、連邦雇用エージェンシー（**Bundesagentur für Arbeit : BA**）の財政状態が良好であることを理由に、失業保険料率を3%から2.5%に引き下げを行すべきという内容である。

いずれの協会のホームページにも国家負債時計カウンター（増加額/秒、一人当たりの額）が表示されている。

図表 131：国家負債時計カウンター



出所：納税者協会ホームページ

毎年秋に「税金の浪費報告書（**Schwarzbuch**）」¹⁴⁶という、いわゆるブラックリストが公表され、これにより連邦政府、州政府及び地方自治体の無駄な税金使途が指摘される。この報告書は広く一般メディアで知られている。この協会は納税者の権利を守り中立な立場で税の用途を監視する役割を果たしており、租税や財政に対する国民の関心を高めることに寄与している。

¹⁴³ <http://www.steuerzahler.de/BdSt-Portraet/1272b490/index.html>

¹⁴⁴ <http://www.steuerzahlerinstitut.de/>

¹⁴⁵ ホームページの記事より <http://www.steuerzahler.de/Aktuelle-Ausgabe/1782b682/index.html>

¹⁴⁶ ブラックリスト「税金の浪費報告書」 <http://www.schwarzbuch.de/>

(4) 税務広報に対する予算・費用

① ノルトライン・ヴェストファーレン州

「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」¹⁴⁷に各省の印刷物とオンラインメディアの費用が提示されている(期間:2013年12月から2015年3月初め)。以下は州財務省の印刷物とオンラインメディアの費用の内訳である。

図表 132: ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の広報費用

種類	内容 (タイトル)	発行部数	費用 (印刷、発送) 単位: ユーロ
印刷物	パンフレット「納税者への税アドバイス」	20,000	9,469.50
	印刷・ウェブサイト用データ		841.81
	パンフレット「事業開始者への税アドバイス」	15,000	13,165.28
	印刷・ウェブサイト用データ		1,870.68
	折りたたみパンフレット「事業開始者への税アドバイス」	25,000	1,498.00
	パンフレット「障害者及び高年齢者への税アドバイス」	20,000	5,767.30
ページ ホーム ジ ム	ウェブサイト作成・技術データに関する費用		74,000.00

出所: 「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」を基に日本総研作成

② ヘッセン州

2017年度の州予算では財務分野の出版物・資料・広報に関しては、26万4,600ユーロである。

③ バイエルン州

財務省の出版物・資料・広報だけの費用は公開されていない。

¹⁴⁷ 2016年8月10日発表 「印刷物及びオンラインメディアでの広報費用」

<https://www.landtag.nrw.de/Dokumentenservice/portal/WWW/dokumentenarchiv/Dokument/MMD16-12669.pdf>

4-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務広報と税務署員の実績を評価し、その結果を反映させるために、ノルトライン・ヴェストファーレン州では「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートが毎年行なわれている。昨年は2016年4月4日から2016年12月31日まで第7回目のインターネットアンケートが行われ、結果は州財務省のホームページに発表される。モニターがアンケート専用ホームページ¹⁴⁸から匿名で入力し、10分ほどで回答できる。以下が主な質問内容である。

- ・ 税務署職員の対応サービスへの満足度
- ・ 電話相談と電話での連絡性
- ・ 電子納税システムの使いやすさ
- ・ 税務署の開館時間について
- ・ 税務局の販売しているオンライン申告用のCDについて

2013年1月に公開されたアンケート調査（Bürgerbefragung der Finanzverwaltung NRW Ergebnisse Land NRW）¹⁴⁹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署のサービス度
2. アンケート期間：2012年2月14日 ～ 2012年10月14日まで
3. アンケート方法：インターネットでアンケート専用ページから入力
4. 対象者：ノルトライン・ヴェストファーレン州に住む納税者
5. 回答者数：13,854人（納税通知書保持者の0.28%）

【調査結果】

税務署への満足度は65パーセントで、税務署職員への満足度は協力的、親切で専門知識があると75パーセントであった。アンケート参加者の32パーセントは60歳以上であり、結果は一般的に納税者から肯定的であった。しかし申告用紙の説明が理解しにくいことと納税通知書の理解解釈が困難なことへの批判があった。また勤労者からは特に税務署の開館時間の問題と税金に関する新情報の充実が望まれた。

(2) バイエルン州

2005年に税理士及び税務署のサービスセンターの利用者にアンケートを行なった事がある。

¹⁴⁸<https://open.nrw.de/content/finanzverwaltung-des-landes-nordrhein-westfalen-ruft-zur-buergerbefragung-auf>

¹⁴⁹https://www.finanzverwaltung.nrw.de/sites/default/files/asset/document/buergerbefragung_2012_bericht_land_nrw.pdf

るが、その評価結果は公表されていない。その後バイエルン州ではアンケートは行なわれていない。アンケート調査が継続して実施されない理由として、費用が問題であるとの回答であった。

(3)民間機関による評価

民間の機関である納税者サーバー（**Steuertipp**）¹⁵⁰のサイトで納税者に所得申告、税に関する法律、納税額の計算、電子申告、税一般に関する相談・助言を提供している。またこのサイトではドイツ国内の「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートを行なっている。その結果を公開し、これにより税務署員のサービスの向上を動機づける効果を期待している。2016年2月に公開された「税務署のサービス」に関するアンケート調査¹⁵¹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署員のサービス度
①対応の親切さ②事務の敏速さ③電話等での連絡性
2. アンケート期間：2015年一年間
3. アンケート方法：インターネットのサイトで入力
4. 対象者：納税者
5. 回答者数：10,000人（各税務署に最低15人の回答が必要）

【調査結果】

ドイツ国内552の税務署のうち、各州のベスト3と全国でベスト10の税務署を公表した。サービスの満足度の平均値は5点で3.9であった。

納税申告書の提出から通知までの必要日数はブレーメン市で最長87日で、バーデン・ヴュルテンベルク州では36日であった。2012年には平均必要日数71日であったが、今回は55日になり、税務署でのサービスは重要であると考えた税務職員が増加したことも、こうした成果の要因であると分析している。

¹⁵⁰ <https://www.steuertipps.de/>

¹⁵¹ <https://www.welt.de/finanzen/article151687182/Das-sind-die-besten-Finanzaemter-Deutschlands.html>

4-3-3. 税務広報の現場の様子

(1) バーデン・ヴュルテンベルク州プフォルツハイム市の税務署

図表 133 : 税務署内のオンライン申告を勧めるプラカード



出所：現地訪問時に撮影

図表 134 : 申告書の提出用投書箱及び、税務官への進学案内プラカード



出所：現地訪問時に撮影

(2)ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署 (Mainz- Mitte)

図表 135: 税務署のサービスセンターへの案内(左)と税務職員・税務官への進学案内(右)



出所：現地訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

4-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)ノルトライン・ヴェストファーレン州

ノルトライン・ヴェストファーレン州では納税通知書に州財務大臣の添え状が同封される。

図表 136：州財務大臣の添え状の冒頭

Sehr geehrte Frau Mustermann,
sehr geehrter Herr Mustermann,

herzlichen Dank, dass Sie Ihren Beitrag zur Finanzierung unseres Gemeinwesens leisten.

Mit Ihrer Einkommensteuer unterstützen Sie viele sinnvolle öffentliche Leistungen wie die Betreuung und Ausbildung von Kindern und Jugendlichen, die Erhaltung des Straßennetzes und die Gewährleistung der inneren Sicherheit durch die Polizei. So kosten beispielsweise ein Kita-Platz 830 Euro im Monat, ein Kilometer Landesstraße 4,3 Millionen Euro und ein neuer Funkstreifenwagen der Polizei 35.000 Euro.

Steuern machen keinen Spaß, aber Sinn. Sie ermöglichen uns, die hohe Lebensqualität in unserem Land heute und in Zukunft zu sichern. Dazu gehört, dass alle Bürgerinnen und Bürger sich den Regeln entsprechend an der Finanzierung beteiligen. Deshalb setze ich mich seit Jahren für die konsequente Bekämpfung von Steuerhinterziehung ein. Dazu gehört auch, dass Bund, Länder und Kommunen alles



「納税者の皆様、納税いただき感謝しております。皆様の所得税は児童生徒の教育、公共道路の整備や警察による安全保持等の公共事業に有意義に使用されています。例えば保育園園児の費用に毎月 830 ユーロ、国道 1 km に付き 430 万ユーロ、警察の無線装置付きパトロールカー一台 3 万 5000 ユーロ等です。納税は楽しいことではないが、意義のあることです。……………」

出所：ノルトライン・ヴェストファーレン州納税通知書

納税通知書に同封する形で、税金がどのように使われているかその透明性を強調し、これからも市民のために税務署のサービスの向上に努めたいという内容を記し、市民に納税の理解と協力を訴え、納税の意義を伝えている。

州財務省等の税務部門では、税務署でのサービス向上や、租税教室の開催に力を入れている。これらの活動は税務署のイメージ向上や税務署職員等での就職希望者を増やすことを目的とするとともに、人々の税に対する理解の促進につながるものでもある。特に租税教室の開催にあたっては、複数の州で税務職員を学校に派遣しており、理解促進に向けて重要な活動の一つとなっている。

4-4. 税務職員の育成

4-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

① バイエルン州

バイエルン州では税務官への定期的な教育研修を重要視し、租税専門分野及びその他一般分野において研修が行なわれる。

② ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員・税務官に対する定期的な専門分野での教育研修が行なわれる。

③ ヘッセン州

州の税務職員・税務官への教育研修では、主要分野は税金専門分野であるが、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、財政、監査、職場の健康管理の分野での教育研修が行なわれる。2017年度は約190種類の研修が予定されている。

各税務署でも税金専門分野でのテーマ別の教育研修が行なわれる。普通は2から3の授業時間単位で行なわれる。

④ ラインランド・プファルツ州政府税務局 (Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz)

州の税務官及び税務署職員への研修は年間800回、通算17,500日行なわれ、参加者は約9,000人である。研修をより多くの職員に受講させるため、各部署で研修が行なわれるように、研修指導者の教育(研修)も行なう。年の初めに「研修カタログ」が提示され、研修開催日3ヶ月前から最新情報をオンライン・ポータル「Lerning Solution」で調べることができる。税務職員は各自のパスワードを登録し、各部署の上司と研修担当者から助言を受けポータルで適切な研修への参加を決定する。

(2) 接遇面

接遇研修の状況は州によって異なるが、税務署にて接遇向上のための研修強化を行なっている場合がある。例えば、ラインランド・プファルツ州政府税務局では、ソフト・スキル(Soft-Skill)といわれるコンフリクト・マネージメント、職員管理、社会的能力、面接、電話での接遇のトレーニングが行なわれる。

4-4-2. 税務職員について

(1) バイエルン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、終身雇用が原則である。(一般的に64歳から67歳まで)稀ではあるが公務員を辞め、一般の経済界(例えば税理士等)あるいは他の自治体に転職する場合があるが、これは税務官を始めて数年以内に行なわれるのが普通である。

(2)ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員及び税務官は公務員であり、原則的には定年まで勤務する。

(3)ヘッセン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、67歳までの終身雇用が原則である。2011年から2015年までの異動・退職の率は、中級税務官で1.70%、上級税務官で1.97%であった。

4-4-3.税の窓口の様子

図表 137：バーデン・ヴュルテンベルク州カールスルーエ市の税務署
(Finanzamt Karlsruhe-Stadt)



出所：訪問時に撮影

図表 138：ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署のサービスセンター



出所：訪問時に撮影

図表 139 : マインツ市税務署サービスセンター受付 (左) と個人相談ブース (右)



出所：訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括